

# 群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例

平成17年8月30日

条例第2号

改正 平成21年8月31日条例第5号

平成27年10月5日条例第3号

平成28年2月22日条例第6号

## 第一章 総則（第一条－第四条）

## 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第五条－第十一条）

## 第三章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

### 第一節 開示（第十二条－第二十二条）

### 第二節 訂正（第二十三条－第二十六条）

### 第三節 利用停止（第二十七条－第三十条）

### 第四節 審査請求（第三十一条－第三十四条の二）

## 第四章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第三十五条－第三十七条）

## 第五章 群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会（第三十八条－第四十九条）

## 第五章の二 特定個人情報に関する特則（第四十九条の二－第四十九条の八）

## 第六章 雑則（第五十条）

## 第七章 補則（第五十一条－第五十四条）

## 第八章 罰則（第五十五条－第六十条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、群馬県市町村会館管理組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護及び公正な組合行政の推進を目的とする。

#### （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 実施機関 管理者、議会、公平委員会及び監査委員をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体（次に掲げる者を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

イ 国

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

ニ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

四 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### （実施機関の責務）

**第三条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

#### （事業者の責務）

**第四条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

### 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

#### （個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

**第五条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称及び概要
- 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 三 個人情報取扱事務の目的
- 四 個人情報取扱事務の対象者
- 五 個人情報の記録項目
- 六 個人情報の処理形態
- 七 個人情報取扱事務の委託の有無
- 八 個人情報の収集先
- 九 個人情報の利用及び提供の状況
- 十 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日
- 十一 その他実施機関が定める事項

**2** 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

**3** 前二項の規定は、組合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他登録簿に登録しないことが適当であると実施機関が定める個人情報取扱事務については、適用しない。

**4** 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個

個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

#### (収集の制限)

**第六条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により明らかにされた個人情報取扱事務の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 他の実施機関から提供を受けるとき。

六 その他個人情報取扱事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

一 思想、信条及び信教に関する個人情報

二 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報

三 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

#### (利用及び提供の制限)

**第七条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報の提供を受ける者が、その事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。

六 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

**第八条** 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、オンライン結合による個人情報の実施機関以外の者への提供を開始又はその内容を変更することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。

(適正管理)

**第九条** 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

**第十条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

**第十一条** 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託し行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者は、安全確保の措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第三章 開示、訂正及び利用停止

#### 第一節 開示

(開示請求)

**第十二条** 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

**第十三条** 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

- 二 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - 三 その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 開示請求をしようとする者は、実施機関が個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。
  - 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### （個人情報の開示義務）

**第十四条** 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは除き、当該個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところにより開示することができないとされているとき。
- 二 開示請求者（第十二条第二項の規定による開示請求にあつては当該開示請求に係る個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人をいう。次号及び第十八条第三項において同じ。）以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれているとき。ただし、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがないときを除く。
- 三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとき。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるときを除く。
- 四 個人の指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 六 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- 七 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - イ 監査、検査及び試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- ヘ 法定代理人による開示請求に係る個人情報であつて、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるとき。

(部分開示)

**第十五条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しない個人情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の個人情報とがある場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

**第十六条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

**第十七条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第十八条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、前二項の書面により、その理由を示さなければならない。
- 4 開示請求に係る個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第三十二条及び第三十四条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、前二項の決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 5 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第一項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第三十一条及び第三十二条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第十九条** 開示決定等は、開示請求があった日から起算して十五日以内に行わなければならない。ただし、第十三条第四項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

#### (事案の移送)

**第十九条の二** 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

#### (開示の実施)

**第二十条** 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付

二 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

2 閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 第十三条第二項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

#### (開示請求等の特例)

**第二十一条** 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第十三条第二項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として

実施機関が定めるものを提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第一項の規定により口頭による開示請求があったときは、第十九条の規定にかかわらず、直ちに、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示の方法は、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。

#### (費用の負担)

**第二十二条** 個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が別に定める 費用を負担しなければならない。

### 第二節 訂正

#### (訂正請求)

**第二十三条** 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 第十二条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

#### (訂正請求の手続)

**第二十四条** 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 四 その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第十三条第二項及び第四項の規定は、訂正請求について準用する。

#### (個人情報の訂正義務)

**第二十五条** 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に 理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当 するときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない。

- 一 訂正について法令等に定めがあるとき。
- 二 実施機関に訂正の権限がないとき。
- 三 その他訂正しないことについて正当な理由があるとき。

#### (訂正請求に対する措置)

**第二十六条** 実施機関は、訂正請求があった日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第二十四条第三項において準用する第十三条第四項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をしたときは、 訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、前二項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、前二項の書面により、その理由を示さなければならない。
- 5 実施機関は、第一項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該訂正請求に係る個人情報を提供した者に対し、訂正の内容を通知しなければならない。
- 6 第十九条第二項及び第三項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、同条第二項中「四十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同条第三項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

#### (事案の移送)

- 第二十六条の二** 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第十九条の二第三項の開示の実施に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
  - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

#### 第三節 利用停止

##### (利用停止請求)

- 第二十七条** 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- 一 第六条の規定に違反して収集されたとき、第七条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき又は第九条第三項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
  - 二 第七条第一項及び第二項又は第八条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

##### (利用停止請求の手続)

- 第二十八条** 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
- 一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
  - 二 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
  - 四 その他実施機関が定める事項
- 2 第十三条第二項及び第四項の規定は、利用停止請求について準用する。

##### (個人情報の利用停止義務)

- 第二十九条** 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理

由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。

#### (利用停止請求に対する措置)

**第三十条** 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して三十日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第二十八条第二項において準用する第十三条第四項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前二項の規定により利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前二項の書面により、その理由を示さなければならない。
- 5 第十九条第二項及び第三項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同条第二項中「四十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同条第三項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

#### 第四節 審査請求

##### (審査会への諮問)

**第三十一条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問をし、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。)
  - 三 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部を訂正することとする場合
  - 四 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る個人情報の全部の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書を添えてしなければならない。

##### (諮問をした旨の通知)

**第三十二条** 前条第一項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る個人情報の開示について、反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(答申の尊重)

**第三十三条** 諮問庁は、第三十一条の諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同条の審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

**第三十四条** 第十八条第五項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

**第三十四条の二** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項の規定は適用しない。

#### 第四章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者に対する個人情報の保護施策)

**第三十五条** 管理者は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(調査等)

**第三十六条** 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 管理者は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。
- 3 管理者は、事業者が第一項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じないとき又は前項の規定による是正勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 4 管理者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べ、及び資料を提出する機会を与えなければならない。

(苦情相談の処理)

**第三十七条** 管理者は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### 第五章 群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会

(設置)

**第三十八条** 第三十一条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、群馬県市町村会館管理組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

**第三十九条** 審査会は、委員三人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、管理者が任命する。

(任期)

**第四十条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第四十一条** 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第四十二条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

**第四十三条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。次条第二項及び第四十七条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(意見の陳述)

**第四十四条** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

**第四十五条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

**第四十六条** 審査会は、第四十三条第三項若しくは第四項又は第四十五条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された

事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害する恐れがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

#### (答申書の公表等)

**第四十七条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表するものとする。

- 2 審査会は、前項の諮問が第三十一条の規定によるものである場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

#### (秘密の保持)

**第四十八条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (会長への委任)

**第四十九条** この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 第五章の二 特定個人情報に関する特則

#### (用語の定義)

**第四十九条の二** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二条第六項に規定する本人
- 二 特定個人情報 番号法第二条第八項に規定する特定個人情報
- 三 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)

#### (利用の制限)

**第四十九条の三** 実施機関は、第七条の規定にかかわらず、保有特定個人情報については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために利用することができる。

#### (提供の制限)

**第四十九条の四** 実施機関は、第七条の規定にかかわらず、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

#### (任意代理人による開示請求)

**第四十九条の五** 保有特定個人情報にあっては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第十二条の開示請求をすることができる

#### (費用の負担)

**第四十九条の六** 実施機関は、保有特定個人情報の開示にあつては、開示請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、第二十二条の規定する費用を減額し、又は免除することができる。

#### (任意代理人による訂正請求)

**第四十九条の七** 保有特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第二十三条の訂正請求をすることができる。

#### (利用停止請求の事由等)

**第四十九条の八** 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第二十七条の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

一 次のイからニまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ハ 第四十九条の三の規定に違反して利用されているとき。

ニ 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

二 第四十九条の四の規定に違反して提供されているとき 当該保護特定個人情報の提供の 停止

**2** 保有特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第二十七条の利用停止請求をすることができる。

### 第六章 雑則

**第五十条** 第二章及び第三章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報

二 群馬県統計調査条例（平成二十年群馬県条例第五十三号）第二条第一項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

**2** 第三章第一節の規定は、他の法令等（群馬県市町村会館管理組合情報公開条例（平成十七年群馬県市町村会館管理組合条例第一号）を除く。）の規定により、開示請求に係る個人情報が第二十条第一項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法で開示することとされている個人情報については、適用しない。

**3** 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十条第一項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

**4** 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の訂正又は利用停止をすることができる場合には、第三章第二節及び第三節の規定は、適用しない。

**5** 他の法令等の規定により実施機関から開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正又は利用停止の手の規定がないときは、当該個人情報を第二十条第一項又は第二十一条第三項の規定により開示を受けた個人情報とみなす。

### 第七章 補則

#### (運用状況の公表)

**第五十一条** 管理者は、毎年一回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公

表するものとする。

**(国又は他の地方公共団体との協力)**

**第五十二条** 管理者は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

**(実施機関に対する苦情の処理)**

**第五十三条** 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

**(委任)**

**第五十四条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については管理者が定める。

**第八章 罰則**

**第五十五条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十一条第二項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 第四十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 第五十五条から前条までの規定は、組合組織市町村の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第六十条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第五条第二項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

**(審査会の取扱い)**

3 第三十八条に規定する審査会は、当分の間設置しないものとする。ただし第三十一条に規定する不服申立てがあったときは、すみやかにこれを設置するものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。  
(群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に改正前の群馬県市町村会館管理組合個人情報保護条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為については、なお従前の例による。

**附 則**

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。